ECO 愛和建設

エコアクション21

2021年度

環境活動レポート

（2021年４月１日～2022年３月31日）

発行日2022.7.1

愛和建設

本　　社　〒990-0821　山形市北町3-9-15　TEL:023-664-0068　FAX:023-664-0018
仙台支店　〒982-0032　仙台市太白区富沢1-8-14　TEL:022-399-8615　FAX:022-399-8617
軽量営業部 〒990-0401　東村山郡中山町長崎1208-1　TEL:023-662-5555　FAX:023-662-2200

関連会社　株式会社カネックス
〒990-0821　山形市北町3-9-15　TEL:023-664-0073 FAX:023-664-0076
株式会社Y.D.K
〒990-0401　東村山郡中山町長崎1208-1　TEL:023-687-1950　FAX:023-687-1940

目　次

1. 環境方針
2. 組織の概要
3. 認証・登録の対象組織・活動
4. 環境目標
5. 主な環境活動計画
6. 環境目標の実績
7. 環境活動計画の取組結果の評価
8. 環境関連法規等の遵守状況及び違反・訴訟等の有無
9. 代表者による全体評価と見直しの結果

1.環境経営方針

＜基本理念＞

当社は、“あい・は・ゆめ”をキャッチフレーズに、愛と調和を企業理念として、建設の頼もしさや優しさをベースに、人、暮らし、地球とよりよい関係を築いていきたいという願いを込めています。

地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題に対して、事業活動に伴う環境への負荷を削減するとともに、環境に優しい建物を提供することで、地球環境の保全に貢献してまいります。

＜行動指針＞

1 事業活動に伴って排出される二酸化炭素排出量の削減に取組みます。
2 事業活動に伴って排出される廃棄物の削減やリサイクルに取組みます。
3 事業活動に伴って排出される排水量や、水使用量を削減に取組みます。
4 事業活動に伴って使用される資材の化学物質の適正管理に取組みます。
5 建設現場・工場での省資源・省エネルギー化を推進します。
6 当社に求められる環境関連法規等を遵守します。
7 定期的に環境経営システムを見直し、継続的に改善していきます。
8 業務のICT化による合理化の推進
9 省エネを重視した商品開発
10 お客様に建物の省エネルギー化の提案・推進をします。

制定日：令和元年１０月１日
改定日：令和３年１１月１日

あい・は・ゆめ
愛和建設株式会社

代表取締役社長 横山 隆太

2.組織の概要

（1）名称及び代表者名

愛和建設株式会社　代表取締役社長　横山　隆太

本　　社　山形県山形市北町三丁目９番１５号
TEL023-664-0068　FAX023-664-0018

軽量営業部　山形県東村山郡中山町長崎１２０８-１
TEL023-662-5555　FAX023-662-2200

仙 台 支 店　宮城県仙台市太白区富沢一丁目８-１４
TEL022-399-8615　FAX022-399-8617

（3）環境管理責任者氏名

責　任　者　　総務経理部課長　菅原美由紀

（4）事業内容

建設に関わる工事の一式（設計・施工・メンテナンス全般）
プレハブ組立ハウスの製造・販売
建築資材の開発・製造・販売

（5）事業の規模

設　立　昭和１９年４月１７日
資本金　８,０００万円
売上高　４１．８億円（２０２１年度）
従業員　５1人（２０２2年4月末現在）

（6）事業年度

４月～翌年３月

エコアクション２１実施体制

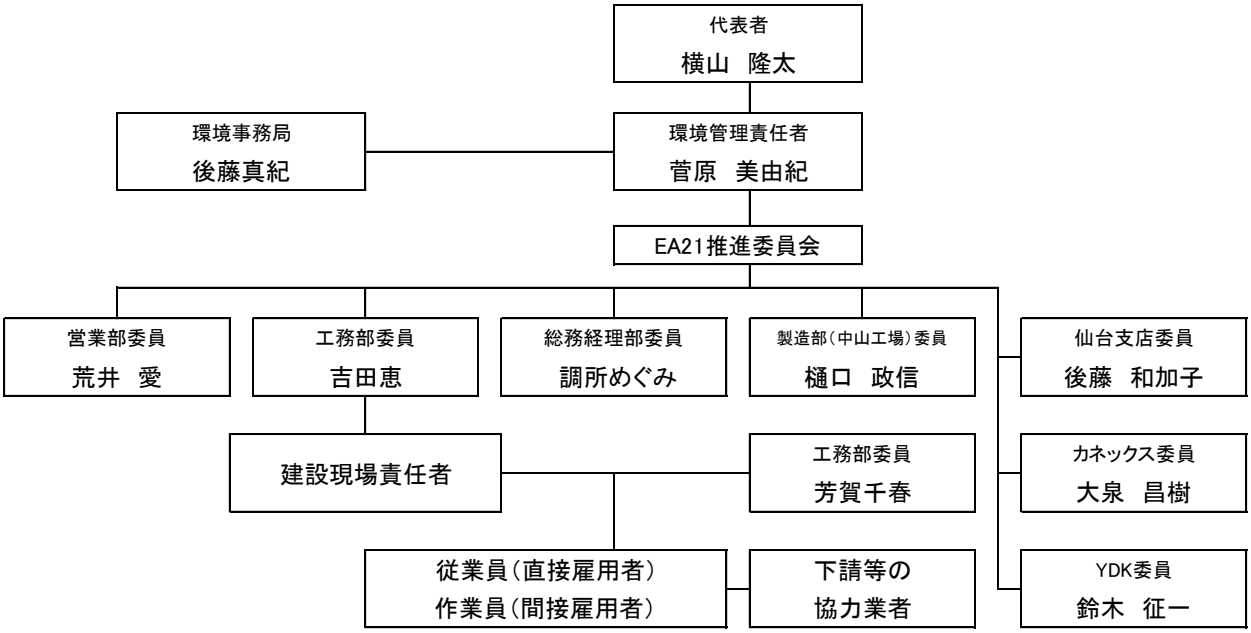

	役割・責任・権限
代表者（社長）	・経営における課題とチャンスの明確化
	・環境経営に関する統括責任
	・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備
	・環境管理責任者を任命
	・環境経営方針の策定・見直し
	・環境経営目標・環境経営計画を承認
	・代表者による全体の評価と見直し・指示を実施
環境管理責任者	・環境経営システムの構築、実施、管理
	・環境関連法規等の取りまとめ票を承認
	・環境経営目標・環境経営計画を確認
	・環境経営の取組結果を代表者へ報告
	・環境経営レポートの確認
環境事務局	・環境管理責任者の補佐、EA21推進委員会の事務局
	・環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施
	・環境経営目標、環境経営計画の原案作成
	・環境経営の実績集計
	・環境関連法規等取りまとめ表の作成
	・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施
	・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
	・環境経営レポートの作成、公開（事務所に備付けと地域事務局への送付）
部門長・推進委員	・自部門、建設現場における環境経営システムの実施
	・自部門、建設現場における環境経営方針の周知
	・自部門、建設現場の従業員、作業員に対する教育訓練の実施
	・自部門、建設現場に関連する環境経営計画の実施及び達成状況の報告
	・特定された項目の手順書作成及び運用管理
	・自部門、建設現場における緊急事態対応手順書の作成、テスト・訓練の実施、記録の作成保管
	・自部門、建設現場の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員・作業員	・環境経営方針の理解と環境への取組の重要性を自覚
	・決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営へ参加

3.認証・登録の対象組織、活動

（1）認証・登録範囲　全組織、全活動

（2）環境活動レポートの対象取組期間　2021年4月1日～2022年3月31日

4.環境目標

（1）環境目標項目の選定

環境負荷と取組についての自己チェック、環境方針との整合性を図り、
次の項目について環境目標を設定します。

・二酸化炭素排出量　・廃棄物排出量　・排水水量
・化学物質使用量　・現場、工場での省資源、省エネルギー化

（2）環境目標（短期・中長期）の設定

各項目の削減目標については、下記のように設定しました。

	単年度目標	中長期目標
	2020年4/1～3/31	2020・2021・2022年度
二酸化炭素排出量	2019年度比1％削減	前年度比1％削減
廃棄物排出量	2019年度比1％削減	前年度比1％削減
水使用量	2019年度比1％削減	前年度比1％削減
化学物質使用量	適正管理	前年度比1％削減
建設現場・工場での省資源・省エネルギー化の推進	現状の把握	推進策の検討、推進策実施による 省力化推進
定期的な環境経営システムの見直しと、継続的な改善	現状の把握	推進策の検討、推進策実施による 省力化推進

2020年度実績値（本社・中山）を基に2021年度の具体的目標値を
下記のように算出しました。（1％削減）

	2020年度実績	取組期間目標値
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	160,202	158,600
電気使用量 (kWh)	104,595	103,549
灯油使用量 (Ｌ)	10,255	10,152
ＬＰＧ使用量 (㎥)	53.8	53.26
ガソリン使用量 (Ｌ)	28,072	27,791
軽油使用量 (Ｌ)	7,332	7,259
一般廃棄物排出量 (kg)	1,513	1,498
産業廃棄物排出量 (kg)	24,638	24,392
総排水量（水使用量） (㎥)	522	517
化学物質使用量 (kg)	603	597
省エネ建築物推奨・提案	コロナの為講習会未開催 推進計画と準備未実施	推進計画の作成と 準備
製作ミスの削減	3	3
協力業者を含めた現場毎の状況に 合わせた環境への取り組みを行う	実施中	実施状況の管理
改修リフォーム工事の推進・提案	―	実施状況の管理
カーボンニュートラル達成した素材、 国産・県産材使用の推進	―	実施状況の管理

5.主な環境活動計画

1　二酸化炭素排出量の削減

（1）電気使用量の削減

■PCモニターの離席時の主電源OFF

■使用していないエリアの照明は消す。

■OA機器・家電製品の待機電力の削減

■室温は、暖房期21℃、冷房期27℃で管理する。

■定期的にエアコンのフィルターを清掃する。

■コンプレッサーの加減調整とエアー漏れ防止。

■屋外機の冷却対策（よしず）

■LEDライトへの切り替え

（2）ガソリン・軽油の削減

■エコドライブのテキストの配布

■アイドリング停止の徹底

■ポスターの掲示

■ガソリンの目標を燃費削減に変更

（3）灯油の削減

■建設現場でのジェットヒーター等の適正管理

■中山工場でのジェットヒーター等の適正管理

2　廃棄物排出量の削減

（1）一般廃棄物の削減

■コピー数量の削減

■OA紙の裏表利用・縮小コピーなど

■マイバック運動の推進

■シュレッダーのリサイクル

■雑紙の適正回収

（2）産業廃棄物の削減

■分別の徹底

■廃棄物置場の整理

■建築廃材の削減(施工・作業方法の見直し)

■電子マニュフェストの導入

3　総排水量の削減（水使用量の削減）

■トイレの蛇口（水栓）をシャワー型に切り替える

■手洗い時の節水（掲示）

4　化学物質使用量の削減

■化学物質使用量の把握

■適正な保管管理

■噴霧量の的確な調整

5　省エネ建築物推奨・提案

■ZEHの講習会への参加

■ZEHの社員への研修会の実施

■省エネ建築物推奨・提案ツール及びチェックリスト等の作成

6　製作ミスの削減

■工場全体会議での周知徹底と共有

■引継ぎ会の改定（工場製作協議会の開催）

■協力業者とのダイレクトな打ち合わせによる円滑な製作図面の作成

■加工図面の作成

7　協力業者を含めた現場毎の状況に合わせた環境への取り組みを行う

■品質施工計画書によるエコアクション21項目のチェック

■現場毎に現場状況に応じた環境への重点取り組み目標の設定。上記チェック項目と合わせた事務所への掲示

■環境負荷の少ない施工や工法を採用する（講習会・研修会参加等）

■美化チェック訪問でのエコアクション21項目の実施状況のチェック

8　教育・訓練の実施

■新入社員への環境教育の実施

■各部門会議での環境教育の実施

■建設現場での協力業者への環境教育の実施

9　環境コミュニケーションの実施

■近隣挨拶で回ったリストを作成。要望事項等を記録に残し、現場重点取り組み目標に反映させる

10　環境上の緊急事態への準備及び対応

■建設現場の状況に応じた協力業者を含めた訓練の実施

6.環境目標の実績

対象取組期間における環境目標の達成状況は下記の通りでした。

	2021年度目標	2021年度実績	削減量	達成度
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	158,600	163,095	4,190	×
電気使用量 (kWh)	103,549	109,371	5,238	×
灯油使用量 (Ｌ)	10,152	8,953	▲1,199	◎
ＬＰＧ使用量 (m3)	53.46	47	▲6	◎
ガソリン使用量 (Ｌ)	27,791	32,668	4,877	×
軽油使用量 (Ｌ)	7,259	7,936	677	×
一般廃棄物排出量 (kg)	1,498	2,223	725	×
産業廃棄物排出量 (kg)	24,392	12,939	▲11,453	◎
総排水量（水使用量） (m3)	516.78	628	111	×
化学物質使用量 (kg)	597.96	587	▲11	○
省エネ建築物推奨・提案	推進計画の作成準備	推進計画と準備未実施	-	×
製作ミスの削減	3	10	7	×
協力業者を含めた現場毎の状況に合わせた環境への取り組みを行う	実施状況の管理	実施中	実施中	○
改修リフォーム工事の推進・提案	実施状況の管理	16件省エネ工事を実施	-	○
カーボンニュートラル達成した素材、国産・県産材使用の推進	実施状況の管理	実施中	-	○

なお、2021年度の各項目とも仙台支店・工事現場は含まず、
本社・中山工場の総量での比較目標に対しての結果。
◎：非常に良い　○：良い　△：前年度並み～やや悪い　×：悪い

7.環境活動計画の取組結果の評価

■実績評価：○良好　△不十分　×未実施

環境経営計画（どのように）	実施時期（いつ）	該当場所（どこで）	総合評価	評価／対策等
1　二酸化炭素排出量の削減				
（1）電気使用量の削減				○LINEワークスを導入し、社内連絡を、ペーパー回覧からオンラインへ変更。会議資料をモニターで共有し、ペーパーの配布を中止した。 ○屋外機の冷却対策（よしず）は7月実施 ○昨年度徹底できなかった、冷暖房の温度の管理を行った ○コンプレッサーのドライヤーの購入を検討する
■PCモニターの離席時の主電源OFF	通年	事務所・中山工場・仙台支店	○	
■使用していないエリアの照明は消す。	通年	事務所・中山工場・仙台支店	○	
■OA機器・家電製品の待機電力の削減	通年	事務所・中山工場・仙台支店	○	
■ICT化の推進	通年	事務所・中山工場・仙台支店	○	
■室温は、暖房期21℃、冷房期27℃で管理する。	通年	事務所・中山工場・仙台支店	○	
■定期的にエアコンのフィルターを清掃する。	随時（別紙）	事務所・中山工場・仙台支店	○	
■コンプレッサーの加減調整とエアー漏れ防止	通年	中山工場	○	
■屋外機の冷却対策（よしず）	8月	中山工場	○	
（2）ガソリン・軽油の削減				○修理代・燃費を考慮し、YDKで新しいトラックへ買替を行った。 ○個人の燃費集計を行った。燃費向上の為の取組ができなかった。
■燃費が良い車両への切り替え推進	随時		×	
■個人の燃費増者への注意喚起を行う	通年		×	
■アイドリング停止の徹底	通年	道路	○	
■ポスターの掲示	通年		○	
（3）灯油の削減				○現場が多かった為、使用量は増えたが、管理は適正に行われた。中山工場の使用量は減少。
■建設現場でのジェットヒーター等の適正管理	通年	建設現場	○	
■中山工場でのジェットヒーター等の適正管理	通年	中山工場	○	
2　廃棄物排出量の削減				
（1）一般廃棄物の削減				○LINEワークスを導入しメールと合わせ、社内連絡を、ペーパーの回覧からオンラインへ変更した。
■ミスコピーの削減	通年	事務所	○	
■OA紙の裏表利用・縮小コピーなど	通年	事務所	○	
（2）産業廃棄物の削減				○産廃ボックスに分別の掲示を行い、現場全体で徹底した。 ○電子マニフェストの登録済み　活用については今後の課題とする。
■分別の徹底	通年	廃棄物置場	○	
■電子マニュフェストの活用	通年	建設現場	△	
3　総排水量の削減（水使用量の削減）				
■音姫の導入	9月		×	○女子社員へ聞き取りを行い、音姫の導入必要なしとの判断になった。
■手洗い時の節水（掲示）	通年	事務所	○	
4　化学物質使用量の削減				
■化学物質使用量の把握	通年	事務所	○	○製作が多かった為、使用量は増えたが、量の把握・適正な管理ができた。
■適正な保管管理	通年	中山工場	○	
■噴霧量の的確な調整	通年	中山工場	○	

7.環境活動計画の取組結果の評価

5 省エネ建築物推奨・提案					
	■創エネの商品化	随時	事務所	×	○業務繁忙により、商品化・チェックリストの作成が中断している。来年度実施する。
	■HPに環境の取り組みを載せ、アクセス件数を集計する	随時	事務所	×	
	■省エネ建築物推奨・提案ツール及びチェックリスト等の作成	1月	事務所	×	
6 製作ミスの削減					
	■工場全体会議での周知徹底と共有	通年	中山工場	○	○製作担当者変更・業務不慣れな為、ミスが発生。チェック体制を整え、発生防止を徹底。
	■チェックシートの活用	通年	中山工場	○	
7 協力業者を含めた現場毎の状況に合わせた環境への取り組みを行う					
	■品質施工計画書によるエコアクション21項目のチェック	通年	建設現場	○	○現場状況に応じた環境への重点取り組み目標の設定を実施。美化チェックの際に確認し、報告書に記載した。
	■現場毎に現場状況に応じた環境への重点取り組み目標の設定。上記チェック項目と合わせた事務所への掲示	通年	建設現場	○	
	■美化チェック訪問でのエコアクション21項目の実施状況のチェック	通年	建設現場	○	
8 教育・訓練の実施					
	■新入社員への環境教育の実施	5月	事務所	○	○新入社員への環境教育は随時実施している。 ○現場事務所へ環境目標を掲示し、協力業者へ周知を行っている。
	■各部門会議での環境教育の実施	通年	事務所・中山工場	○	
	■建設現場での協力業者への環境教育の実施	通年	建設現場	○	
9 環境コミュニケーションの実施					
	■近隣挨拶で回ったリストを作成。要望事項等を記録に残し、現場重点取り組み目標に反映させる	随時	建設現場	○	○2現場でクレーム発生し、対応済。
10 環境上の緊急事態への準備及び対応					
	■建設現場の状況に応じた協力業者を含めた訓練の実施	年1回	建設現場	○	○3月実施
11 カネックス					
	■改修リフォーム工事の推進・提案	11月～	現場	○	年間で16件の省エネに関わる営繕工事(節水トイレ・LEDなど)を受注
12 YDK					
	■カーボンニュートラルを達成した素材を使用する	11月～	YDK	○	○カーボンニュートラルを達成した工場で生産された材料(リノリウム)を使用。天板や脚の材料で、国産・県産材を使用。
	■国産・県産材の使用の推進	11月～	YDK	○	

■全体の評価

計画の中で未実施の項目が見受けられる。人員増加・コロナ対策等の特殊要因により環境経営目標の数項目が未達となった。また、前年度施策に追加された取組・施策の社員への周知が一部不十分な面があり、徹底と推進管理が必要である。

■次年度の取組内容

計画の中で未実施の項目をしっかり実施する。また、取組・施策の社員への周知を徹底・推進管理をしていく。

7.環境活動計画の取組結果の評価−実践記録

Webセミナーへの参加

省エネ法・提案についてのWEBセミナーを視聴

緊　急　事　態　訓　練

ホンダカーズ山形米沢中央店新築工事現場にて、
ジェットヒーターからの油漏れを想定した緊急事態訓練を
協力業者と共に実施

7.環境活動計画の取組結果の評価-実践記録

事務用品の共有

各個人への配布を中止し、

定位置での共有により

使用量を削減

会社周辺の清掃活動

中山工場製造部、YDKにて
毎月第3土曜日に会社周辺の清掃を実施

日差し対策

中山工場南側に日よけを設置

8.環境関連法規等の遵守状況の確認 及び評価の結果並びに違反、訴訟の有無

法令等の名称	条項等	内 容	要求事項・適用範囲等	対象施設・活動等	遵守状況
＜環境基本法等＞※一般的な努力義務を定めている法律（罰則規定無し）					
■環境基本法					
第1章 総則	法8	事業者の責務	1）事事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる。 2）事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる。 3）物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努める。 4）事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する。	全社	
■循環型社会形成推進基本法					
第1章 総則	法11	事業者の責務	1）循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う。 2）事業者は、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する。	全社	
■地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）					
第1章 総則	法5	事業者の責務	事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力する。	全社	
■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン調達法）					
第1章 総則	法5	事業者の責務	物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努める。	全社	
■環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）					
第1章 総則	法4	事業者の責務	事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努める。	全社	

＜排水処理関係＞

■下水道法					
【目的】下水道を整備し、公共用水域の水質を保全すること。					
●事故時の措置	法12の9		事業場における事故により、有害物質又は油を公共下水道に排除した者は、直ちに応急措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を速やかに公共下水道管理者に届出る。	排水設備	事故無

＜消防関係＞

■消防法	法10，11	危険物貯蔵所	政令数量以上の貯蔵、取扱の場合、あらかじめ市町村長の許可を得る。 ※灯油は第4類（引火性液体）の第2石油類に該当。指定数量は1000L。	危険物の貯蔵	－
	法9の3	指定可燃物	一定量以上の木くず、紙くずなど指定可燃物を貯蔵又は取扱う場合は、あらかじめ、所轄消防署長に届け出る。	可燃物の貯蔵	－
	法16の3	事故時の措置	危険物の流出その他の事故発生時は、直ちにその旨を消防署等に通報する。	灯油タンク（本社・中山工場灯油450L）	－
■山形市 火災予防条例		少量危険物貯蔵所	指定数量の1/5（灯油の場合200L）以上の危険物を貯蔵する場合には、消防署長に届出が必要。		○
		危険物貯蔵所の表示	見やすい箇所に貯蔵所の標識と掲示板を設置する。		○
■オフロード法					
	法2	特定特殊自動車	フォークリフト、ブルドーザー、バックホウ、クローラクレーン、トラクタショベル、ホイールクレーン等	ホイールローダー2台（本社・中山工場）フォークリフト2台（中山工場）・高所作業車（本社）	○
	法3，4	使用者の責務	アイドリングストップ等、排出ガスの抑制に必要な措置を講ずる。		○
	法17	使用の制限	基準適合表示等が付されたものでなければ使用してはならない。（H18.1.1以前は対象外）		○

＜大気汚染関係：石綿解体工事等＞ ※解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事・請負金額が100万以上の建築物の改修工事が対象

■大気汚染防止法	事前調査	・一定規模以上の建築物について、石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果を県に報告する。 ・調査に関する記録の作成保存	特定建設現場	○
	飛散防止対策	・隔離等をせずに吹き付け石綿等の除去作業を行うことを禁止（違反した場合：直接罰） ・作業記録の作成保存		
■石綿障害予防規則	建築物・工作物等の解体工事・改修工事における石綿対策	・工事開始前の石綿の有無の調査、労働基準監督署への届出	特定建設現場	○
	吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事	・隔離を解く前に資格者による石綿等の取り残しがないことの確認を実施		○
	石綿含有仕上塗材・成形版等の除去工事	・石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は作業場の隔離が義務 ・石綿が含まれているけい酸カルシウム板第１種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務 ・石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務	特定建設現場	○
	作業の実施状況の記録	石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務		○

＜水質関係＞

■水質汚濁防止法 ■山形県生活環境の保全等に関する条例 ■山形県特定事業場排出水自主管理要綱

	法2, 令別表1	特定施設		水質汚濁特定施設の管理 門型洗車機	－
	法5, 則3	特定施設の設置届出	種類、構造、使用方法、処理方法、排水の汚染状態及び量等を県知事に届ける。		－
	法7, 法10, 法11, 則3	特定施設の変更等届出	氏名、名称、構造等に変更があったとき、廃止したときは県知事に届ける。		－
	法9	実施の制限	設置届出、構造等の変更届出受理後、60日経過しなければ設置または変更はできない。		－
	法12	排出水の排出制限	特定事業場の排水口で排水基準に適合しない排水を排出してはならない。		－
	法12の3, 法8, 則6の2	地下浸透の禁止	有害物質を含有する排水を地下浸透させてはならない。		－
	法14(1), 則9	測定・記録	排出水の汚染状態を測定（規定日数を超えない頻度）し、記録する。（3年間保存）		－
	法14の2	事故時の措置	事故に際して、応急措置を講ずるとともに、速やかに事故状況を県知事に届け出る。		事故無

＜騒音・振動関係＞

■騒音規制法 ■山形県生活環境の保全等に関する条例

	法2(1), 令1（別表1）	特定施設	一定能力以上の圧延機械、せん断機、液圧プレス、機械プレス、空気圧縮機、送風機等が対象	騒音発生施設の管理 【施設名】	－
	法3, 条例別表5	地域指定	特定工場、特定建設作業の伴って発生する騒音を規制する地域（県知事が指定）		－
	法6	設置届出	指定地域内に特定施設を設置する場合、30日前まで届出が必要。		－
	法8, 法10	変更届出	特定施設の数などが変更される場合、30日前まで届出が必要。		－
	法5, 条例別表3	規制基準の遵守	敷地境界における騒音規制値の遵守		－
	法2(3), 令2（別表2）	特定建設作業	くい打ち機、くい抜き機、空気圧縮機、ブルドーザー等使用作業		－
	法14, 則10	実施の届出	指定地域内で特定建設作業を実施する場合、作業開始7日前まで市町村長に届出		－

■振動規制法 ■山形県生活環境の保全等に関する条例

	法2(1), 令1（別表1）	特定施設	一定能力以上の液圧プレス、機械プレス、圧縮機、木材加工機械等が対象	振動発生施設の管理 【施設名】	－
	法3, 条例別表5	地域指定	特定工場、特定建設作業の伴って発生する振動を規制する地域（県知事が指定）		－
	法6, 則3, 則4	設置届出	指定地域内に特定施設を設置する場合、30日前まで届出が必要。		－
	法8, 法10	変更届出	特定施設の数などが変更される場合、30日前まで届出が必要。		－
	法5, 条例別表3	規制基準の遵守	敷地境界における振動規制値の遵守		－
	法2(3), 令2	特定建設作業	くい打ち機、鋼球等を利用して建設物を破壊する作業等		－
	法14, 則3, 則10	実施の届出	指定地域内で特定建設作業を実施する場合、作業開始7日前まで市町村長に届出		－

＜廃棄物関係＞

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【目的】廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること。

【自ら排出する場合を想定】

●全般	法3条	自己処理の原則	事業活動に伴い発生した廃棄物は自らの責任で適正に処理すること。	廃棄物の管理	○
	法5条	清潔の保持	土地の占有者（管理者）は、管理している土地、建物を清潔に保つこと。		
		通報努力義務	所有占有する土地に不正に処理された廃棄物を発見したときは速やかに県知事に通報する。		
●廃棄物の保管基準	法12条他	保管基準	産業廃棄物が運搬までの間、保管基準に従い、保管すること。	廃棄物保管場所	○
	令6、則8	掲示板	周囲に囲いを設け、見やすいところに掲示板（規定の大きさと表示内容）を設置。 （対象：産廃）		
水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ・水銀電池等） ※水銀電池…品番：NR～orMR～、蛍光ランプ…品番：F～orEF～			・他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等の措置をとること ・掲示板中、産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていること		
●一般廃棄物の処理	法6条の2	市町村の処理	一般廃棄物の分別、保管等を行い、市町村に協力する義務がある。	一般廃棄物の管理	○
	令4条の4	処理の委託	一般廃棄物の運搬、処分を他人に委託する場合、許可された業者に委託すること。		
	則1条の17		委託業者の事業の範囲を許可証により確認すること。		
●産業廃棄物の処理	法11条	自己処理の原則	事業者は、産業廃棄物を自ら処理しなければならない。	産業廃棄物の管理	○
	法12条他	委託基準	運搬・処分・再生を委託するときは、許可を受けた処理業者等であること。		
			委託業者の事業の範囲を許可証により確認すること。		
			委託契約は、収集運搬業者及び処分業者と別々に行うこと。		
			水銀使用製品産業廃棄物の廃棄については、業の許可（取り扱う廃棄物の種類）に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていること		
		処理状況の確認	委託先の中間処理施設や最終処分場について、委託した産業廃棄物が適切に処理されているかを確認する。		
●委託契約書	令6条の2	委託契約書の発行	委託契約は、必要な添付書類（則8条の4）を添えて、書面により行う。		
●産業廃棄物管理票	法12条の3	管理票の交付	・産廃の運搬・処分を委託する場合には管理票を交付する。 （廃棄物の種類ごとに発行） ・水銀使用製品産業廃棄物の廃棄については、産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、その数量を明記すること	マニフェストの管理	○
		最終処分の確認	排出した産業廃棄物の最終処分をE票の返送で確認する。		
		調査と報告	90日以内にB2票、D票が返却されない場合、管理票交付後180日経過してもE票の返却がない場合、委託先に調査後、県知事へ報告提出する。		
		保管期間	管理票は5年間以上、適切に保管する。		
	則8条の23	管理票の返却	運搬を終了した日から原則10日以内にB2票が返送されていること。		
	則8条の25		処分を終了した日から原則10日以内にD票が返送されていること。		
	則8条の27	知事への報告	マニュフェスト交付状況を毎年6月30日までに様式3により、県知事に報告する。		

■PCB廃棄物特措法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）

【目的】ポリ塩化ビフェニルが難分解性で人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあることより、廃棄物の保管、処分等に必要な規制を行うことで、確実かつ適正な処理を推進する。

【法の適用条件】・PCB廃棄物の保管事業者・PCB使用製品の所有者・PCB製造者及びPCB使用製品の製造者

●事業者の責務	法3	保管事業者	自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。	中山工場 廃トランス	○
		国等への協力	国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。		○
	法8	知事への届出	保管事業者及び処分する者は、毎年6月30日までに、前年度における高濃度PCB廃棄物の保管及び処分の状況及び処分予定年月日を、知事に届け出ること。		○
	法10	期間内の処分	保管事業者は、高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに政令で定めた処分期間内に、自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。 廃変圧器等・山形県：2022年3月31日まで		R2.5.29 R3.6.30
		知事への処分終了の届出	全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、20日以内にその旨を知事に届け出ること。		R2.5.29 R3.6.30

8.環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟の有無

＜リサイクル関連＞

■フロン排出抑制法（フロン回収破壊法：法律名変更）　※2015年4月1日施行

【目的】フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類しよう製品の製造者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。

【用語】 ■フロン類：ISO817に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類。クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCHC)、ハイドロフルオロカーボン（HFC）。■指定製品：フロン類使用製品の内、特定製品（大量に使用され、かつ、冷媒としてフロンが相当量充填されているもの）、その他、大量使用かつ相当量のフロン類が使用されているもので、フロン類の排出抑制が技術的に可能なものとして施行令で定めるもの。■第１種特定製品：業務用の機器であって、フロン類が充填されているエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む）（第２種特定製品を除く） ■第２種特定製品：自動車リサイクル法第２条第８項に規定する特定エアコンディショナー ■特定製品：第１種特定製品及び第２種特定製品 ■管理者：フロン類使用製品所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者

●第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	法16	簡易定期点検	3ヶ月に1回以上の頻度で、冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度、製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆、油のにじみ、並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏洩の兆候の有無 ※点検の記録は、当該機器が廃棄されるまで保管する	エアコン室外機　39台(本15台(中2)　冷凍庫室外機　6台(本3)　エアードライヤーコンプレッサー1台(中山)	○
●第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	法16	定期点検（上乗せ）	定期的に直説法や間接法による冷媒漏洩検査（定期検査）を実施すること（都道府県による勧告、命令等の対象となる義務的点検） ★定格出力7.5kw以上の冷凍冷蔵機器：1年に1回以上 ★定格出力50kw以上の空調機器：1年に1回以上 ★定格出力7.5kw～50kwの空調機器：3年に1回以上 ※フロン類及び第1種特定製品の専門点検方法について十分な知見を有する者が検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと ※点検の記録は、当該機器が廃棄されるまで保管する	該当無し	―
●第1種特定製品の廃棄等実施者の引渡義務	法41	引渡義務	第1種特定製品の廃棄等を行おうとする第1種特定製品の管理者（第1種特定製品廃棄等実施者）は、第1種フロン類充填回収業者に対し、充填されているフロン類を引き渡すこと	エアコン室外機28台(本15台(中12) 冷凍庫室外機4台(本3)エアードライヤーコンプレッサー1台(中山)	○
●フロン類の放出の禁止	法86	放出禁止	何人も、みだりに特定製品に充填されているフロン類を大気に放出してはならない	エアコン室外機28台(本15台(中12) 冷凍庫室外機4台(本3)エアードライヤーコンプレッサー1台(中山)	○
●特定製品の廃棄	法43条の3	書面の交付	第1種特定製品廃棄等実施者は、フロン類を第1種フロン回収業者に引き渡す場合には「書面」を交付する。	エアコン室外機28台(本15台(中2)冷凍庫室外機6台(本3)エアードライヤーコンプレッサー1台(中山)	○
		委託確認書	第1種特定製品廃棄等実施者は、フロン類の引き渡しを第1種フロン類引渡受託者に委託する場合には「委託確認書」を交付する。		
		保管期間	委託確認書の写し及び再委託承諾書面は3年間保存する。		

■自動車リサイクル法（使用済み自動車の再資源化等に関する法律）

【目的】使用済み自動車の引き取り及び引き渡しならびに再資源化を適正に実施し、廃棄物の減量及び再生資源及び再生部品の十分な利用を図ること。

【自ら排出する場合を想定】

●自動車所有者の責務	法8	引き渡し	使用済みとなった自動車を登録を受けた引取業者に引き渡す。	社有車の廃車	○
		引取証明書	引き取り業者に引き渡す際、引取証明書の発行を受ける。		
	法73	リサイクル料金	自動車所有者は、購入時、最初の車検時、廃車時のいずれかの時点で、リサイクル費用を支払う。		

【業として行う場合を想定】

●引取業者	法9	引取義務	引取を求められたときは、預託金の預託を確認し、引き取る義務を負う。	引取業者としての管理	－
	法10	引渡義務	特定エアコンディショナー搭載の場合、フロン類回収業者に、搭載されていない場合は、解体業者に引き渡す。		－
	法42	登録	県知事登録を行う。5年ごとの更新が必要。		－
	法46	変更届出	43条に掲げる事項に変更があったときは30日以内に届出を行う。		－
	法50	標識の掲示	公衆の見やすい場所に省令で定める標識を掲げる。		－
	法80	書面の交付	引取を求めた者に省令で定める事項を記載した書面を交付する。（電子情報処理でも可。その場合は承諾を得る必要がある）		－
	法81	移動報告	引き取ったとき、引き渡したとき、定められた期間内に省令に定められた事項を情報管理センターに報告する。		－

■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

【目的】特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬ならびに再商品化の適正に実施し、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を図ることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

※特定家庭用機器（令1）：①冷蔵庫・冷凍庫、②エアコン、③テレビ、④洗濯機・衣類乾燥機

【自ら排出する場合を想定】

●事業者及び消費者の責務	法6	長期使用	特定家庭用機器を長期間使用し、廃棄物の排出を抑制する。	エアコンTV等の廃棄	○
		引き渡し	排出する場合には、料金を支払い、再商品化実施者に適切に引き渡す。		
	法10	家電マニュフェスト	排出者は、小売り業者から、廃棄物一品ごとに必要事項を記入した特定家庭用機器廃棄物管理票（家電マニュフェスト）の写しの交付を受ける。		

■建築リサイクル法

【目的】今後の建設廃棄物の排出量の増大予測の解決策として、資源の有効な利用を確保する観点から、建設工事に伴って廃棄されるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の建設廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくために制定。

※分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、1)建築物の解体工事では床面積80m2以上、2)建築物の新築又は増築の工事では床面積500m2以上、3)建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上、4)建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が500万円以上と定められている。

●事業者の責務		説明	元請業者は発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。	建設現場	○
		契約	発注者が元請業者とかわす契約書面においては分別解体等の方法等を明記する。対象建設工事の請負契約の締結に当たっては、解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用を明記する。		○
	法10	事前届出	対象建設工事の実施に当たっては、工事着手の7日前までに発注者から都道府県知事に対して分別解体等の計画等を届け出る。		○
		告知	元請業者は、他の建設業社に下請させる場合には、下請業者に都道府県への届出事項を告知する。		○
		契約	元請業者が下請業者とかわす契約書面においては分別解体等の方法等を明記する。		○
		分別解体等・リサイクル等の実施	分別解体等を実施する際は〇解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示する。〇解体工事の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任し、施工管理を行う。また。リサイクル等を実施する。		○
		報告	元請業者はリサイクル等が完了したときは、発注者に対し書面でその旨を報告するとともに、リサイクル等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。		○
		登録	適正な解体工事の実施を確保する観点から解体工事業者の都道府県知事への登録制度		○

＜地球温暖化・エネルギー関係＞

■建築物省エネ法					
【目的】社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していりことを鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。					
※特定建築物（一定規模以上の非住宅建築物（政令：2,000㎡））・その他の建築物（一定規模以上の建築物（政令：300㎡）特定建築物を除く）・住宅事業建築主が新築する一戸建て住宅					
●事業者の責務		省エネ基準適合義務・適合性判定	①新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）へに適合義務。 ②基準適合について所管行政庁又は登録判定機関（創設）の判定を受ける義務。 ③建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させ、実効性を確保する。	特定建築物 建設現場	○
		届出	一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届け出義務。	その他の建築物建設現場	○
		住宅トップランナー制度	住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準（住宅トップランナー基準）を定め、省エネ性能の向上を誘導する。	住宅事業建築主が新築する一戸建て住宅　建設現場	○

＜土地利用関連＞

■工場立地法					
【目的】工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行ない、もつて国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与すること。					
※特定工場（法第6条）・業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）（施行令第1条）・規模：敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上（施行令第2条）					
	法11	届出	工場を新設等する際に、生産施設の面積や緑地の整備状況について、工場が立地している都道府県又は市に対し届出をする必要。（届出から90日間は着工できない。都道府県知事又は市長が認める時は短縮可。	建設現場	○

違反 訴訟等の有無　環境関連法規への違反はありません。エコアクション21の活動に関する環境関連法規への違反はありません。

9.代表者による全体評価と見直しの結果

全体評価

環境経営システムについては今年度で3年目となる。社員全体の周知度は上がってきているが、具体的な取り組みの推進や、改善への意識付けは、推進委員を中心に行っており、まだまだ意識が薄い社員もいる。また、コロナ渦、異常気象という環境の中で、感染防止対策を行いながらの取り組みとなり、難しい点もあった。　環境経営目標とその実績に関しては、業務拡大売上増加・コロナ対策・人員増加・工事の特異性が要因となり、環境経営目標の数項目が未達となった。また、環境への取組項目が、担当者の異動などにより計画的に実施されなかった。今後定期的な検証を行い、目標未達の場合は、是正措置をとる事。また、実施した是正措置の効果の確認及び、取組項目のスケジュールの見直しを徹底する必要がある。法令順守状況については大きな問題はなかったが、新しく施行される法令へ対応できる様今後の改定などに注意していく事。これまでの活動の結果を踏まえ、問題点の改善を図っており、厳しい環境下でこの活動を続けるための体制作りはなされた。

次年度に向けて

次年度は、【環境経営方針】は変えず、【環境目標(1%削減)】は、数値的削減目標は1%とする。実施予定であった「実態・実績を把握したガソリン・軽油の燃費向上」・本社「省エネ建築物推奨・提案」の実現に向け、次年度は具体的な目標設定を行うこと。PCDAサイクルを回し改善を図る事と、売上対比の目標への変更を検討する事。

【環境経営活動計画】コロナウィルス、異常気象対策等を取り入れた計画作成。今年度、未達・未実施等の項目の継続実施。【組織】事務局1名増。営業部委員、工務部推進委員、製造部委員の変更。【システム要素】についてはこの通期の活動で判明した問題点の改善を図り、コロナ等環境変化及び業績推移に対応した活動を行うこと。教育・訓練の継続的実施を行い、関連会社・協力業者を含めた会社全体で環境経営に取組んでいく事。

あ い ・ は ・ ゆ め

愛和建設